

医療費請求事務担当の皆様へ

八戸市ひとり親家庭等医療費の受給資格証切り替えのお知らせ

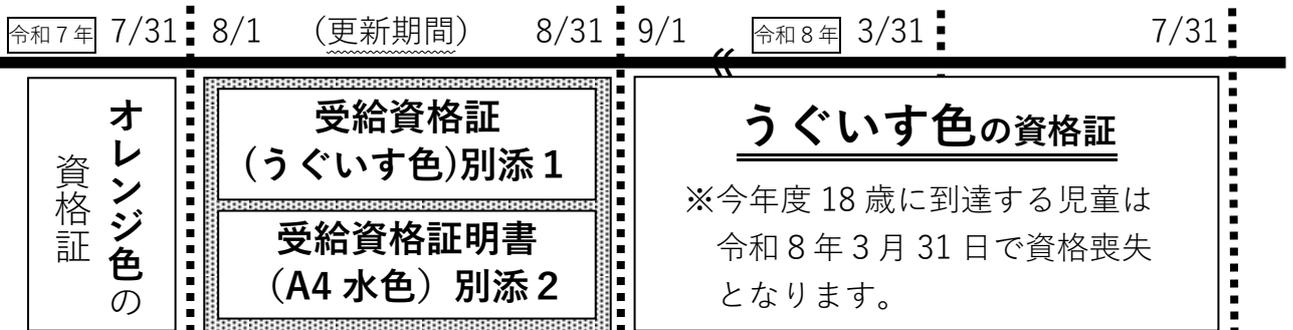
令和7年8月1日から有効の資格証はうぐいす色となり、現在有効のオレンジ色の資格証は令和7年7月31日をもって期限切れとなります。よって、医療機関等窓口においては8月診療分からは新たな資格証をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年8月1日～令和7年8月31日に限り、受給資格証明書(A4水色)が提示される場合がございます。その際は資格証と同様、児童は現物給付、親は償還払いとしてご対応くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら下記担当までご連絡ください。

*** 有効な資格証は次のとおりです ***

- ①令和7年7月31日まで …これまでの資格証(オレンジ色)
- ②令和7年8月1日から令和7年8月31日まで…新資格証(うぐいす色)と証明書(A4水色)の両方
- ③令和7年9月1日から令和8年7月31日まで…新資格証(うぐいす色)



【注意】

- ※ ひとり親家庭等医療費受給資格は、受給要件の関係上、月途中で資格を喪失する場合がありますので、受診の都度、資格証をご確認ください。
- ※ 国等公費(特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病等)の受給者証をお持ちの場合、国等公費が優先して適用され、国等公費適用後の自己負担額がひとり親家庭等医療費助成の対象となります。
- ※ 高額療養費に該当する場合、ひとり親家庭等医療費助成は、原則、自己負担限度額までの助成となりますので、限度額適用認定証等の確認をお願いいたします。

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
 八戸市 こども健康部 子育て支援課 (別館2階)
 ひとり親家庭等医療費担当
 電話：0178-43-9581(直通)
 Fax：0178-43-2144